

令和 8 年 9 月 2 5 日

令和 8 年度第 2 回新潟県中東福祉事務組合職員採用試験実施要項

新潟県中東福祉事務組合

次のとおり、新潟県中東福祉事務組合の職員採用試験を実施します。

1 採用の基本方針

常時支援を必要とする障がい児・者に対して、理解と熱意をもって支援に当たれる健康で明るい人材を求めます。

2 勤務場所

五泉市尻上 1 1 8 番地 ふなおか学園（福祉型障害児入所施設）
ふなおか更生園（障害者支援施設）

3 試験職種、採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定 人数	受験資格
児童指導員 または 生活支援員	若干名	下記のいずれかに該当する人 ・昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、社会福祉主事任用資格、保育士、社会福祉士、介護福祉士又は同等以上の資格を有する人。 ・昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、大学の学部で、心理学、教育学、社会学の 3 科目を修め、学士を取得した人。 ・昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、小学校、中学校又は高等学校の教諭となる資格を有する人。
その他の要件		・卒業又は資格取得については、令和 9 年 3 月卒業、資格取得見込みを含む。 ・自動車普通運転免許を有すること。 (令和 9 年 4 月までに取得見込を含む)

4 試験方法、日時、会場及び合格発表

試験日	令和8年12月13日（日）
受付時間	午前8時50分～午前9時10分
試験時間	午前9時15分～午後0時
試験場所	ふなおか学園・ふなおか更生園
合否発表	令和8年12月中旬

※2次試験は12月23日（水）に実施予定

（詳しい日時・会場等については第一次試験合格通知でお知らせします）

区 分	内 容	
1次試験	職務能力試験 （択一式、60分）	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な問題
	作文	課題当日指定、800字以内
	職務適応性検査 （択一式、20分）	公的部門の職員としての職務への適応性検査
2次試験	面接試験	個人面接

※この度の試験から、従来の教養試験（120分）を、特別な対策が不要な「職務能力試験（60分）」に変更します。

5 合格から採用まで

(1)受験者全員に合否を通知します。（電話での合否問合せはご遠慮ください。）

(2) 2次試験合格者は、採用内定を通知します。

(3)合格者は、令和9年4月1日から採用となります。但し、採用者は採用の日から6ヶ月間は試用期間とし、その期間勤務良好な時に正規職員として採用されることになります。

(4)卒業見込み又は免許等資格取得見込みで合格した者で、所定の期日までに卒業又は資格取得できなかった場合は、合格を取り消し採用いたしません。

6 給与・手当等

新潟県中東福祉事務組合職員の給与に関する条例に基づき給料、諸手当を支給します。

初任給は、22 歳大学卒で月額 232,000 円（令和 8 年 4 月 1 日現在）です。
このほか、期末勤勉手当、状況により住居手当、扶養手当、通勤手当、
夜勤手当、時間外勤務手当等を支給します。

7 勤務時間及び休暇

(1) 勤務時間 1 日 7 時間 45 分

利用者の生活支援、日中活動支援等の仕事に従事し、交替制勤務、早出、
遅出、夜間勤務等があります。

(2) 休暇

年次有給休暇、療養休暇、介護休暇及び特別休暇等があります。

8 受験手続

(1) 受験申込書類の交付

新潟県中東福祉事務組合「ふなおか学園・更生園」（庶務係）へ、
お問い合わせください。令和 8 年 10 月 9 日（金）から交付します。
新潟県中東福祉事務組合のホームページ
(<http://www.funaoka-gosen.com/>) からダウンロードできます。

(2) 提出書類

① 受験申込書、受験票（写真貼付）、履歴書（写真貼付）

※写真は 3 ヶ月以内に撮影したもの

② 最終学歴の卒業証書の写し、又は卒業証明書（卒業見込みの者は、見 込み証明書）

③ 資格要件に該当する資格及び免許等を証明するものの写し。

④ 返信用定型封筒 1 通（郵便番号、住所、氏名を明記し、切手を貼付し たもの）

(3) 申込み受付期間

令和 8 年 10 月 9 日（金）～令和 8 年 12 月 1 日（火）9:00～17:00

○持参する場合

提出書類を、新潟県中東福祉事務組合「ふなおか学園・更生園」
庶務係へ提出してください。

○郵送する場合

- ・提出書類を郵送してください。
- ・書留とし、封筒の表に「受験申込み」と朱書きしてください。
- ・受験票を送付しますので、切手を貼付し、送付先の住所・氏名を
明記した返信用封筒を「提出書類④」のほかに同封してください。

(4) その他

- ・ 受付後の提出書類はお返ししません。
- ・ 試験当日は、受験票、鉛筆、消しゴムを持参してください。
- ・ 体調不良等を理由とした欠席者向けの再試験は予定しておりませんので、試験当日まで自身の体調管理に努めてください。
- ・ 当日はマスクの着用をお願いします。

【重要】本職種は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる業務に該当します。詳細は、『職員採用における「こども性暴力防止法」への対応について』をご確認ください。

申込・問合せ先

〒959-1846 五泉市尻上 118 番地

新潟県中東福祉事務組合「ふなおか学園・更生園」（庶務係）

TEL 0250-42-0833

職員採用における「こども性暴力防止法」への対応について

新潟県中東福祉事務組合が実施する職員採用においては、以下のとおり取り扱いします。

令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、こどもと接する業務に従事する一部の職種にあたっては、こども性暴力防止法第 2 条第 7 項に定める特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職種等の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

採用試験の最終合格後、任命権者による採用手続等の過程において、当該職種等の業務へ従事するに当たり、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は以下参照条文をご参照ください。

「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」について
※別紙「こども性暴力防止法」条文一部抜粋

「こども性暴力防止法」についての詳細は、こども家庭庁ホームページ等をご確認ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。)による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一條の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二條第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三條の規定による改正前の盜犯等の防止及び処分に関する法律第四條の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三條 第二條第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2條第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2條及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

令和8年度 第2回新潟県中東福祉事務組合職員採用試験受験申込書

令和 年 月 日

(あて先) 管理者 五泉市長 田邊 正幸

〒

現住所

氏 名

昭和

令和9年4月1日現在

生年月日

平成

年

月

日

満

歳

電 話 (携帯可)

(申込者本人と確実に連絡の取れる電話番号を記入してください。)

受験職種

児童指導員または生活支援員

私は、新潟県中東福祉事務組合職員採用試験を上記のとおり申し込みます。
なお、私は次に掲げる各号のどれにも該当していません。

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、または執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 新潟県中東福祉事務組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人
(心神耗弱を原因とするもの以外)

署名

令和8年度 第2回新潟県中東福祉事務組合職員採用試験
受 験 票

受験 職種	児童指導員 または 生活支援員	※受験番号	—	写真貼付欄 受験申込日前3ヶ月 以内に撮影した上半身 脱帽正面向写真 (縦40mm×横30mm) を貼って下さい。
ふりがな				
氏 名				

◎※印以外すべて記入し、写真を貼付してください。

◎申込時に受験番号を記載し、受験票を交付しますので、必ず試験当日受験票を持参してください。

【一次試験の日時・会場】

日時 令和8年12月13日（日） 午前9時15分～午後0時

（受付時間：午前8時50分～午前9時10分）

会場 ふなおか学園・更生園

（五泉市尻上118番地 TEL0250-42-0833）

履 歴 書

令和 年 月 日現在

ふりがな		※性別
氏 名		
生年月日	昭和・平成 令和 9 年 4 月 1 日現在 年 月 日 生 満 歳	
現 住 所	(〒) (電話) (世帯主氏名)	
連 絡 先	(〒) (電話)	

写真を貼る位置
(縦40mm×横30mm)

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

学 歴 ・ 職 歴	昭和 平成 令和	年 月	高等学校入学
	昭和 平成 令和	年 月	
	昭和 平成 令和	年 月	
	昭和 平成 令和	年 月	
	昭和 平成 令和	年 月	
	昭和 平成 令和	年 月	
	昭和 平成 令和	年 月	

- ※ 「性別」欄：記載は任意です。未記載とすることも可能です。
- ※ 職歴にはいわゆるアルバイトは含めないでください。
- ※ 記入する欄が足りない場合は履歴書を複写して使用してください。

資格等	取得年月日	資格等の名称	
	取得見込	普通自動車運転免許	
	取得見込		
	取得見込		
	取得見込		
	取得見込		
趣味・特技※		外 学 等 校 の ・ 諸 職 活 場 動 内	

※「学校・職場内外等の諸活動」欄には、部活動、ボランティア活動、インターンシップなどの活動状況で記入したい事項がある場合に記入すること。

アピールポイントの動機※	
--------------	--

※「志望の動機・アピールポイント等」欄には、志望の動機、自己PR、特技等を記入すること。

備考	
----	--

※「備考」欄には、「免許・資格等」、「学校・職場内外の諸活動」、「志望の動機・アピールポイント等」以外で記入したい事項がある場合に記入すること。